

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	①・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 3 回
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の主な内容：               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) シリンジポンプ・輸液ポンプ及び人工呼吸器の取扱いについて</li> <li>(2) 電気メス及び鏡視下手術装置の研修会</li> </ul> </li> </ul>	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定 ( ①・無 )</li> <li>・ 保守点検の主な内容：               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人工心肺装置，人工透析装置，人工呼吸器，電気メス，除細動器，高気圧酸素装置に対するチェックリスト及びテスター等の測定器による保守点検</li> </ul> </li> </ul>	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機器に係る情報の収集の整備 ( ①・無 )</li> <li>・ その他の改善のための方策の主な内容：               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ メーカー等から提供された安全性情報を、必要に応じて医療機器に文書として添付</li> </ul> </li> </ul>	